

## 幼稚園における投薬について

平素より、本園の教育活動にご理解ご協力ありがとうございます。

原則として、幼稚園では薬の取り扱いをいたしません。医師の指示でやむを得ず保育中の投薬が必要となる場合に限り、保護者と園との信頼関係において、園の担当者が保護者に代わって投薬することを考慮します。その場合、事故が起こらないよう、以下の要領を必ずお守りください。

### 記

- ・園で投薬が必要な場合は、安全性の確保のために「投薬依頼書」に必要事項を記載し、薬と合わせて園の担当者に提出してください。
- ・園で与える薬は、診察した医師が処方したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は投与できません。
- ・以前に処方されて残っていた薬や、兄弟姉妹の薬などは投薬できません。
- ・内服薬の投薬は食後のみとします。食前・食間は、保育時間の都合上いたしかねますので、保護者をご来園の上、投薬をお願いします。
- ・お子さんが今までに使用したことのない薬は、思わぬ副作用が生じる恐れがあるので投与できません。少なくとも一度は保護者が投薬したものに限り、ます。
- ・お子さんが薬を嫌がったり、吐いたりして飲ませられない時は、投薬できないことがあります。
- ・発熱時の解熱剤や抗けいれん剤（けいれん止め）、喘息発作時の気管支拡張剤（発作止め）など、園の担当者の判断を必要とする薬は原則として投与できません。但し、お子さんにとって極めて有用と考えられる場合は、前もって医師と保護者と園との間で相談し、3者の連携の上で使用することを考慮します。投薬前に保護者の確認を取ります。
- ・内服薬は1回分ずつに分けて、当日使用する分のみをご用意ください。
- ・薬の袋や容器には、必ずお子さんの名前を記載してください。
- ・園での投薬期間中、体調が急変することも考えられますので、常に連絡が取れるようにしてください。

※「投薬依頼書」は園ホームページ「保護者のみなさまへ」よりダウンロードできます。